

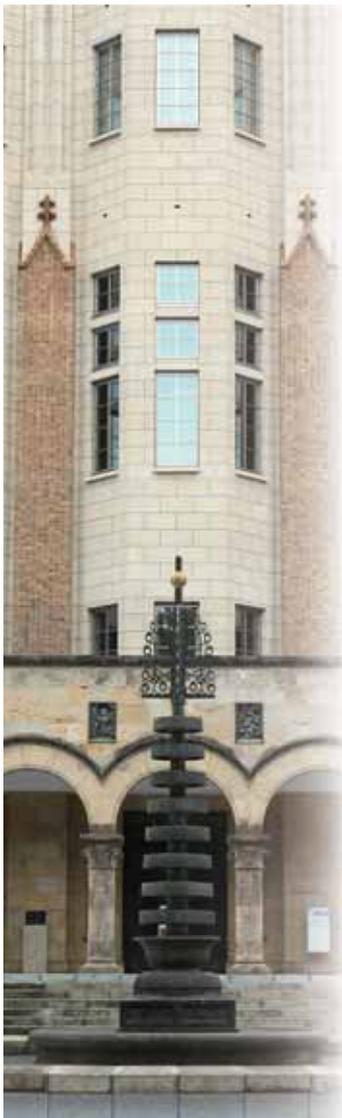
目次	1	研究科長・学部長からのご挨拶 [岩村正彦]
	2~3	ソウル大学校総長講演会 [小島慎司] / カメラ画像の保護と利活用に関するシンポジウム [穴戸常寿] / 第57回比較法政シンポジウム「アメリカ法の現代的課題」 [唐津恵一]
	4	90周年を迎えた明治新聞雑誌文庫 [苅部 直]
	5	法学部スタッフ 近著を語る [久保文明]
	6	法学部生のための学習セミナーが開催されました [稲田恭明] / 2018年法科大学院サマースクールを開催 [平野温郎]
	7	留学生旅行について [高野靖子]
	8	オープンキャンパスについて [平野 聡] / 新任教員のご挨拶 [中原太郎]



研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長

岩村正彦



2018年9月に、今年度の進学選択（昨年度より、従来の「進学振り分け」から、学生の主体的な選択を重視するという趣旨で名称が「進学選択」に変わり、また学生の選考方法もアルゴリズムを用いる新たなものへと移行しました）の結果が出ました。新しい選考方式で行われた昨年度の進学選択がやや混乱したことを受けて、全学的な要請があり、今年度から法学部の定数を415から420に増やしています。来年4月の法学部への進学内定者（推薦入学者14名を除く）は406名で、推薦入学者枠の14人を除いた、進学選択に開かれた定数406が埋まったこととなります。昨年度は26人の欠員でしたから、量的には大幅に改善されたといえます。昨年度までの結果を受けて、今年度から文I生からの第二段階定数を30名減らし、他方で新たに全科類枠35名を設けたことが一定程度効果があったといえるでしょう。しかし、内訳を見ますと、文Iからの進学内定者は、進学選択対象者418名中、351名にとどまっています。その要因の1つは、昨年度と同様、他学部への進学を最初から念頭に置いて文Iに入ってくる学生の増加があると考えられます。文I生の法学部への進学を促す方策を検討する必要があります。

同じく2018年9月に発表された当法科大学院（法曹養成専攻）の司法試験合格者は121人です。今年3月の修了生で受験した者の合格率は58%で、全体の合格率37.6%と比較すると、優秀といえるでしょう。それでも、未修者については、なお課題が残っています。教育効果向上のための取組みも効果になかなか結びつかないのが悩みの種です。さらに、予備試験からの今年の司法試験合格者を見ると、昨年度の出願時に当法科大学院2年次在学であった者が44人います。そして、同じく昨年度の出願時に東京大学（当法学部に限らない）4年次在学であった者が29名、3年次在学であった者が8名いますが、4年次在学者のうち一定数が既修者として今年度当法科大学院2年次に在学している可能性があります。これらの合格者の退学が見込まれます。今年度が法科大学院集中改革期間の最終年度であることから、関係審議会において法科大学院との連携を強化するために、法学部に新たに設置できる「法曹コース」の構想がまとまったところであり、当研究科でも今後これにどのように対応するかを検討していくことになります。

2018年6月30日をもって、岩澤雄司教授（国際法・国際経済法）が、国際司法裁判所裁判官就任のために退職されました。これまでの岩澤教授の当研究科へのご貢献に感謝申し上げますとともに、これからのご健勝とご活躍をお祈りしたいと思います。

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部における研究・教育のさらなる発展のためには、卒業生の皆様のご助力が不可欠です。今後とも、あらゆる機会を捉えて、みなさまのご意見を承りたいと考えておりますので、何卒ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

ソウル大学校総長講演会

去る2018年5月25日(金)の午後、法学部3号館8階の大会議室で、公法研究会と国際憲法学会日本支部との共催で、「憲法改正と韓国民主主義の未来」と題するソウル国立大学総長の成樂寅(SUNG Nak-in)教授の講演会が行われました。公法研究会は、普段は、論文内容や判例研究等の報告を行う小規模の研究会ですが、そこでソウル大学総長が講演されたのは、成教授が韓国を代表する憲法学者だからです。成教授は、ソウル大学・パリ大学で学ばれ、ソウル大学法学院教授になられた後は、学界・議会の要職を歴任し、韓国で重要な役割を果たされてきました。また、日韓憲法シンポジウムで来日され、日本の法学雑誌にも論文を発表されるなど、日本の憲法学界とも交流を深めてこられました。今般は、ソウル大学と本学との定期的な交流の一環として来日されたのですが、その忙しい旅程の合間を縫って、専門分野により近い、公法研究会での報告についてもご快諾くださいました。

当日は、法学政治学研究科副研究科長で行政法担当の山本隆司教授の司会の下で、五神真本学総長が歓迎の挨拶を述べた後、成教授が講演されました。成教授の講演は、韓国社会の成り立ちから説き起こし、その政治史における憲法及び憲法改正の意味を、PowerPointを使って分かりやすく解説されると同時に、ソウル大学の総長として日本の若い学生にメッセージを飛ばそうとする内容豊かなものでした。当日は、公法研究会、国際憲

法学会日本支部の普段の面々に加えて、学部学生も多数参加し、普段の公法研究会とは打って変わって会場は満席となりましたが、講演内容は、そうした一般の学生にとっても意義深いものであったと思います。講演後の質疑応答では、研究者だけでなく、学生からも積極的な質問が続き、成田に向かう時間を計算して焦るスタッフを制して「若い人たちともしっかり議論がしたいので」とおっしゃっておられたのが印象的でした。

小島慎司(教授・憲法)



カメラ画像の保護と利活用に関するシンポジウム

本研究科に所属する9名の教授・准教授[中里実(代表)、岩村正彦、加藤貴仁、金井利之、後藤元、宍戸常寿、成瀬剛、山本隆司、米村滋人]は、科学研究費の助成を受けて、「パーソナルデータの保護と利活用に関する法分野横断的研究」を行っている。その研究の一環として、2018年7月13日、本郷キャンパス医学部鉄門記念講堂で、「カメラ画像の保護と利活用に関するシンポジウム」を開催したので、簡単にご報告したい。

私たちは、各自の専門とする法分野についての研究発表や外部の研究者・実務家による講演等を通じて、パーソナルデータの保護と利活用に関する研究を進めてきた。また、その研究成果を外部に還元する公開シンポジウムを過去2回実施してきたが、今回は近時注目されているカメラ画像の提起する問題を取り上げた。

最近、カメラの性能の向上や情報処理技術(IT)・情報通信技術(ICT)の急速な発展を受けて、様々な社会生活の場面でカメラ画像による顔認証技術が用いられているが、それは同時にプライバシー侵害のリスクを高めている。今後のデータの流通・利活用とプライバシーという問題領域の最先端に、カメラ画像が位置すると言っても過言ではない。

今回のシンポジウムでは、小川久仁子氏(個人情報保護委員

会事務局参事官。当時)から、カメラ画像の適切な取扱いについて個人情報保護法の観点から講演を頂いた。次に、刑事法研究者である星周一郎教授(首都大学東京)から、プライバシー保護とカメラ画像の利活用をめぐる問題について、またIoT推進コンソーシアムの「カメラ画像利活用ガイドブック Ver2.0」の取りまとめに主査として関与された菊池浩明教授(明治大学)からは、技術的観点からカメラ画像の利活用の課題について報告をいただいた。

続くパネルディスカッションでは、渡邊涼介氏(弁護士)からGPS位置情報とカメラ画像を対比したコメントをいただき、さらに若目田光生氏(NEC)からカメラ画像の利活用を進める際の考え方や注意点についてプレゼンテーションをいただいた。それを受けて、宍戸が司会進行を務め、プライバシーを保護しつつカメラ画像を安全に利活用するための規律はどのようなものが考えられるか、利活用の社会的受容性をどのように高めるか等について、来場者との質疑応答を含めてディスカッションを行った。

今回のシンポジウムは猛暑の最中に開催されたが、100名を超える公務員・法律家や企業担当者に来場いただき、またその様子が詳しく新聞で報じられる等、一定の注目を集めた。私た

ちは、このシンポジウムで得られた知見も参考にしつつ、本年度中にこの5年間の研究成果をまとめる予定である。この場を借りて、シンポジウム開催に助力いただいたビジネスロー・比較法政研究センターの関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

宍戸常寿（教授・憲法、国法学、情報法）



第57回比較法政シンポジウム 「アメリカ法の現代的課題」

2018年8月3日、株式会社商事法務のご協力のもとビジネスロー・比較法政研究センター主催の第57回比較法政シンポジウムが、弥生講堂一条ホールで開催された。毎年この時期に開催するシンポジウムは、法科大学院の「グローバル・ビジネスロー・サマープログラム」いわゆるサマースクールのために来日される第一線で活躍されている海外の研究者や実務家の方々にご登壇いただき、その時々ホットなトピックをご報告いただいている。サマースクールは、5泊6日の日程の合宿形式による英語漬けのプログラムで、本学の法科大学院生のみならず綜合法政専攻の学生、国内外の法科大学院生、及び法律実務に携わる社会人の方々も参加し、法科大学院開設以来毎年実施してきている。サマースクールのテーマは、おおむねアメリカ法、会社法及び競争法の3つのテーマをローテーションで設けてきており、2018年はアメリカ法であった。このため、本年のシンポジウムのテーマは「アメリカ法の現代的課題」ということになった。

当日はまずシカゴ大学ロースクールのギンズバーグ教授から、「トランプ政権と憲法」というタイトルで、トランプ氏が大統領に就任して以降、浮上してきた憲法上の問題として、報酬



条項 (Emoluments Clause)、大統領命令 (Executive Orders)、連邦主義 (Federalism) 及び司法妨害 (Obstruction of Justice) について報告がなされた。次に、サザンメソジスト大学ロースクールのハンナ教授から、「トランプ税制改革」というタイトルで、トランプ政権の税制改革について、その立法過程や今後の財政に与える影響について、法人税、個人所得税及び国際税の改正内容の分析をふまえた報告があった。次に、ペンシルバニア大学ロースクールのムーニー教授から、「証券取引とブロックチェーン技術」というタイトルで、ブロックチェーン技術を使ったプラットフォームを設けることによる新しい証券決済システムの提案がなされた。次に、ミズーリ大学ロースクールのストロング教授から、「集団仲裁の動向」というタイトルで、商事仲裁や投資仲裁の分野で活用が進んできている大型集団仲裁の動向を比較法的な分析を含めて報告がなされた。次に、インディアナ大学ロースクールのホフマン教授から、「マネーロンダリング規制の動向」というタイトルで、直近の事例を紹介しながら、マネーロンダリング規制の現状とその評価、さらには企業等のコンプライアンスプログラムについて報告がなされた。最後に、オーストラリア国立大学アジア太平洋カレッジ教授であり、かつワシントン大学ロースクール客員教授でもある、テイラー先生から、「企業の社会的責務に関する動向」というタイトルで、従来の企業の社会的責任 (CSR) が進化して、社会的ライセンス (Social License) に昇華している事を事例を踏まえた報告がなされた。その後会場の参加者との質疑応答が活発になされた後、閉会した。

唐津恵一（教授・企業法）



明治新聞雑誌文庫の90年

荻部 直 (教授・アジア政治思想史)



幼年画報 子供たちへプレゼント

「この人に相談しない明治の研究者はモグリです。明治の研究者は全部世話になっています。『明治時代の新聞と雑誌』という本がありますけれど、そのくらい生き字引みたいな人です」(『丸山眞男話文集』第2巻、みすず書房、2008年、183頁)。そう語っているのはかつて法学部の教授であった政治思想史家の丸山眞男。「この人」とは、昭和戦前期から戦後にわたって(1930-1964年)明治新聞雑誌文庫員として勤務し、第二代の主任を務めたライブラリアン、西田長壽〈たけとし〉(1899年～1989年)です。

そこに訪れないのは明治の研究者としてはモグリ。明治新聞雑誌文庫(明治文庫)のコレクションについても同じことが言えるでしょう。現在は大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センターの一部門になっており、教育学部の横の本郷通り側、史料編纂所の地下に位置しています。1920年代から収集作業が始められた明治・大正期の新聞・雑誌のコレクションは、いまや1万タイトルをこえ、錦絵やパンフレット類も約5800点にのぼります。全世界でここにしか存在しない史料もあり、日本国内だけでなく海外の研究者にも広く知られた施設です。

なぜこれが法学部にあるのか。その理由は1920年代における大正デモクラシーの潮流と深い関係をもっています。当時、政党内閣制・普通選挙制・福祉政策の実現を唱え、ジャーナリズムで活躍した吉野作造は、法学部の政治史担当の教授でもありました。大日本帝国憲法が制定され、国会が開設された明治時代なかばには、まだ一般庶民の意識が未熟で、政治をみずから動かすには知力が足りなかったかもしれない。しかしそれから30年をへて、国民はすでにデモクラシーを担うまでに成熟している。その変化の過程を明らかにする研究が、同時代における民主化を進めるためにも不可欠だと考え、徳川末期の「開国」以降の歴史の研究に着手したのでした。

そして1923年、関東大震災が帝都を襲います。復興の過程で貴重な資料が失われるのを憂えた吉野は、尾佐竹猛、石井研堂、宮武外骨らとともに明治文化研究会を組織し、活字資料の発掘と研究を進めます。博報堂の創業者、瀬木博尚がこの事業を支援して東京帝国大学に寄付金を提供し、1927年、法学部

に明治新聞雑誌文庫が開設されました。2年後には建物の新築とともに現在の場所に移転し、資料の収集と保存・公開の業務を続けて約90年に及びます。

その間、この明治文庫も歴史の大きな動きと無関係であったわけではありません。日本国憲法の原案を占領軍総司令部が作成するさい、法制史家、鈴木安蔵が中心になって起草した民間の憲法草案も参考資料に使われたことは、よく知られています。その鈴木は明治文化研究会の一員であり、自由民権運動の時代に書かれた多くの憲法草案を研究していました。明治文庫の資料もまた、そこで活用されていたことでしょう。また、1960年代末の大学紛争にさいしては、当時に明治文庫の運営委員長を務めていた丸山眞男が、混乱のなかで貴重な資料が破壊されるのを防ぐため、みずから泊まり込んで守り、結果として健康を害して停年前に退職するという事態になっています(松沢弘陽ほか編『定本 丸山眞男回顧談』下巻、岩波現代文庫、2016年、227頁)。明治文庫はそうした歴史のドラマを目撃しながら存続してきたのです。

今後も、歴史の歩みをふりかえりながら現在の政治について構想するとき、諸外国に比べての日本の近代の特徴を明らかにしようと試みるとき、明治新聞雑誌文庫の資料は活用され続けることでしょう。しかし近年は資料のデジタル化にむけた作業や、長い年月をへた資料の保存と修理の必要性が、きわめて高まっています。大学院法学政治学研究科・法学部としてもそのための予算と人員の確保に努めておりますが、卒業生・修了者のみなさまにも、積極的なご理解とご協力を賜ることができれば幸いです。



風俗画報 冬二美人

法学部スタッフ 近著を語る

『アメリカ政治史』

(有斐閣、2018年)

久保文明 (教授・アメリカ政治外交史)



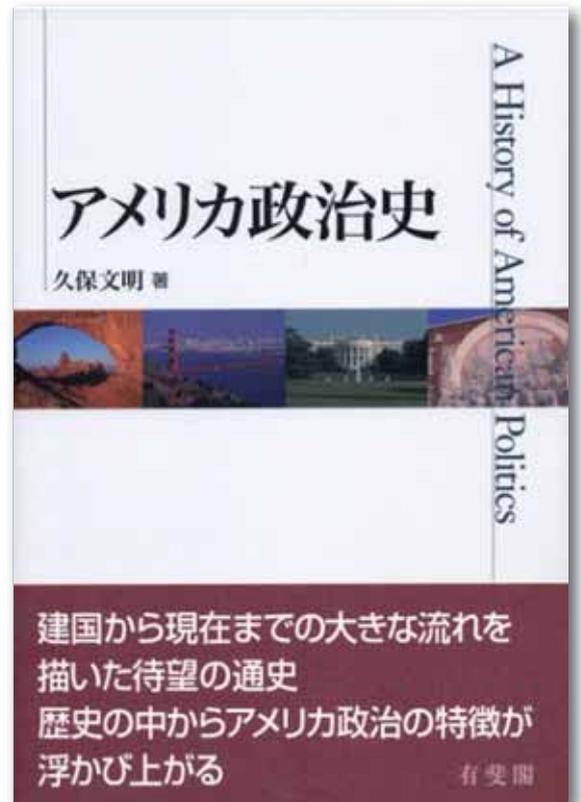
アメリカ合衆国の歴史を、政治と外交に焦点をあてながら、イギリス人による最初の北米入植時代からトランプ登場まで概説したのが本書である。

ただし、大学の専門課程の「アメリカ史」「アメリカ政治史」「アメリカ政治外交史」などの講義の教科書として使用されることを前提に執筆されているため、詳しさをより骨太にアメリカの政治史の特徴を浮き彫りにすることを追求している。同時に、法学部や政経学部の政治学科、あるいは国際関係学部・学科などにおいてこんにちの政治や国際関係を学んでいる学生を念頭においているため、入植から今日までを均等に扱うのではなく、19世紀末からこんにちまでの歴史を、すなわちいわゆる現代史の部分を重視して詳しく叙述した。その方が、現在のアメリカ政治、国際政治、日米関係などの科目との関連と接続も強くなり、学生（そして多くの一般読者）の関心にもより正面から答えられるであろう。

したがって、入植から19世紀末まではきわめて概括的に叙述しているに過ぎない。しかし、その代わりに比較的視座を交えて、アメリカ史の特徴について、巨視的かつ比較的視座から説明するように試みている。

本書のもう一つの特徴は、内政だけでなく外交についても、そしてとくに第二次世界大戦終結後は日米関係についても、それなりに頁数を割いたことであろう。これは何より、日本の読者を想定しているからである。いうまでもなく、アメリカでは夥しい数のアメリカ史の教科書が出版されている。しかし、同じアメリカ政治史を教えるにしても、アメリカ人学生と日本人学生では前提も目的も、そして関心の所在も少なからず異なってくる。日本人読者がアメリカ外交を学ぶ際、アメリカにとって、とりわけアメリカ外交において日本はどこに位置しているのかは、少なくとも潜在的には常に存在する疑問であろう。

日本でアメリカを教える際の一つの、しかし大きな障壁は、多くの人々がアメリカについては十分に知っていると思込んでしまうことである。例えば、アフリカの小国についてであれば、人は何も知らないことを前提に虚心坦懐に学ぼうとするであろう。わが国ではアメリカについての情報は、巷に溢れている。しかし、アメリカの建国の経緯、あるいは中世を知らずに展開されてきたその特異な歴史など、的確に説明できる方はそれほど



多く存在しないのではなかろうか。この点は、かつて本学でアメリカ政治外交史講座を担当された齋藤眞先生が嘆いていた点でもあった。

本書では、いかにアメリカが1940年代までは現在とは異なった国であったかについて、それなりに強調して説明している。基本的には、1930年代まで強大な常備軍をもつことに、多くのアメリカ人は反対であった。大きな転換点は、第二次世界大戦後に訪れた。それは世界にとって、そして日本にとって、決定的に重要な転換であった。しかも、トルーマン大統領リーダーが下した判断や選択が決定的に重要であった。日米双方において、ここでのアメリカ外交の転換は、冷戦を激化させた等、批判的に語られることが多い。この点で、本書は異なる解釈を提供している。

この転換点から約70年経った。2016年の大統領選挙では、孤立主義かつ保護主義的なレトリックを駆使したトランプ候補が勝利し、アメリカの政策を変えつつある。果たしてアメリカが元来の体質に戻ろうとしているのかどうかについては、まだ判断しがたい。ただし近年、「国際秩序を維持するアメリカの責任」と言われても、反応しない、あるいは反発すらする雰囲気は国民の間で強くなっていることは確かであろう。リーダーの国民に対する説得力がこれまで以上に重要になっていることは間違いない。まして、リーダーが率先してアメリカ第一主義の方向に国民を煽るとき、アメリカの、そして世界の歴史は異なったものになる可能性が生まれる。

本書は本来、5年前には刊行されているべきものであった。作業が大幅に遅れことについては忤怩たるものがある。本書に、日本におけるアメリカ理解を深めることについて貢献できるところが少しでもあれば、望外の喜びである。

第19回法学部生のための学習セミナーが開催されました

5月24日(木)午後5時より法文1号館22番教室において、「第19回法学部生のための学習セミナー」が開催されました。講師には、上村剛氏(総合法政専攻博士課程・政治学史専攻)、岡野誠樹氏(ビジネスロー・比較法政研究センター特任研究員・憲法専攻)、岩崎啓太氏(法科大学院3年)をお招きしました。

学習相談室運営委員長の大串和雄教授の冒頭挨拶のあと、上村氏、岡野氏、岩崎氏の順に一人約30分ずつ講演して頂きました。上村氏は、大学院進学を決めるまでの経緯と政治学の面白さについて話されたあと、自分に合ったスタイルを見つけ出すことの大切さを指摘されました。また、頭の良さにもいろいろなタイプがあり、物事の基準は一つではなく、多様な見方があると話され、最後に研究者志望の学生へのアドバイスを語られました。岡野氏をご自分の勉強法について、学部時代は論文を乱読していたが、法科大学院に進学後は、判例を1審からすべて読み込むような勉強法に変わったこと、事実関係は宝の山

であることなどを話されました。また、法学特有の概念を使いこなせるように“慣れる”ことが大事な段階と、正常に機能する社会を目指し、孤立した少数者を見殺しにしないという法の役割に即した現実への批判的考察をする段階とがあると指摘されました。岩崎氏は、法学には「単位取得の手段」「試験科目」「実学」「学問」という4つの顔があるが、このセミナーでは「試験科目」としての法学を対象とするとしたうえで、法学は一つ一つの単元を順番に積み上げていくやり方よりも、軽く一周した後何周も積み上げていくような勉強法が向いていると指摘されました。最初は薄い本や予備校本でもいいが、それだけでは法的思考力はつかないので、判例を自分で読んだり考えたりすることが重要だと強調されました。最後に、普段の学習と試験答案のつながりについて、自作の事例問題を例に、問題抽出、問題提起、規範導出、規範定立、あてはめの仕方について説明されました。

その後、三氏が壇上に並んで全体での質疑応答を20分程行いましたが、セミナー終了後も個別に質問する学生が多くいました。

参加者のアンケートには、「単純な学習法に限らず、学習に対する考え方や法学に感じる楽しさなど様々な切り口でのお話を聴き、モチベーションを保つ一助になった」「卒業生の方から、学部での学び方について話を聴く機会は初めてだったのでとても貴重でした」など、肯定的な回答が多数寄せられました。

稲田恭明(助手・学習相談室)



2018年度法科大学院サマースクールを開催

2004年の法科大学院(法曹養成専攻)発足とともにスタートしたサマースクールは、今年で15回目を迎えました。2015年度からは三井物産(株)人材開発センター(熱海市)で開催しており、今年度は、従来の北京大学、ソウル国立大学、シンガポール国立大学の学生に加えて、新たにインドネシア国立大学の大学院生も含めた内外学生54名、社会人12名の計66名が参加して、8月4日から9日までの6日間に亘って行われました。

テーマは、米国法入門、グローバル会社法、グローバル競争法の3つを順番で取り上げていますが、今年度は米国法入門がテーマで、シカゴ大学、ペンシルバニア大学など6大学から第一級の教授陣を招き、各クラス20名程度の少数編成による、英語でのインタラクティブな授業が熱心に行われました。幸い、今年度の学生は特に優秀であったとの評価も頂き、最終日の単位認定試験には全員が無事合格しました。

期間中は、研究科長や専攻長も出席してのWelcome PartyやFarewell Party、米国コースタール生の生活を描いた“The Paper Chase”の上映会も行われ、授業後の自由時間とあわせて、先生方や海外学生との間で、文化の違

いや言語の壁を乗り越え、様々な話題を通じた密度の濃い交流を深める機会ともなりました。

本プログラムは、海外派遣プログラムとともに、国際性豊かな法曹人材を養成していくためのコアプロジェクトです。司法試験勉強の合間を縫って参加し、かけがえのない体験を持ち帰る学生が増えることを祈りつつ、末永く継続していく所存ですので、変わらぬご理解、ご支援をお願いいたします。

平野温郎(教授・アジアビジネス法)





留学生旅行について

10月1日現在、学部には6名、大学院に93名の留学生在籍しています。出身国・地域は、中国を筆頭に台湾、韓国の順で多く東アジアで8割強を占めています。他にはカンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ブラジル、スイス、フランス、ベラルーシ、ロシアから来ています。日本の法律や政治を研究するだけあって、日本語に長けた学生がほとんどです。

受け入れた留学生を幅広く支援するのが留学生担当です。具体的には入学希望者からの問い合わせに答えることに始まり、ビザ・大学寮・奨学金等の応募手続き、生活全般や就職に関する情報提供や相談対応、さらに留学生旅行や新入生歓迎会等のイベント企画・運営を行っています。

留学生支援の一つとして、留学生旅行をご紹介します。

2004年、国立大学の独立行政法人化によって、留学生経費が柔軟に活用できるようになったことから、留学生の団体旅行を実施できるようになりました。4月入進学者への歓迎の気持ちを込めて、毎年初夏に一泊二日のバス旅行を実施しています。

普段は研究センターの生活を送っている学生たちの親睦を深めること、そして日本の文化や歴史への造詣を深めることを旅行の目的にしています。

親睦を一層深めるために、夕食後にグループ対抗のゲーム大会と懇親会を行っています。「あっち向いてホイ」や「フルーツバスケット」のような日本語が堪能でなくてもみんなで楽しめるようなゲームを毎回用意しています。何事にも熱心に取り組む学生たちなので、照れたり斜に構えたりすることなく、どんなゲームも一生懸命楽しんでくれます。日頃の対応では知り得ない一面やリラックスした表情を見ることができるので、毎回とても楽しい企画です。あまりに熱中しすぎて、「フルーツバ

スケット」で頭同士ぶつかってしまったこともありました。

日本文化を体験するために、温泉旅館に宿泊し和室で布団を敷いて寝るようにしています。温泉に入り浴衣を着て布団で寝るのは生まれて初めてという留学生が毎回数名います。

行き先は文化遺産や自然遺産を中心に、引率して下さる平野聡教授に相談して決めています。一泊二日のバス旅行なので行ける範囲は限られますが、これまで富士山、伊豆、箱根、小田原、安曇野、松本、諏訪、長野、小布施、軽井沢、草津、伊香保、富岡、日光、川越等を旅行先としてきました。ちなみに、富士山、日光、軽井沢が留学生の希望トップ3です。

毎回、20名程度の留学生が参加しており、平野聡教授をはじめ教職員4名が引率しています。平野聡教授はアジア政治外交史が専門なので留学生の受講生が多く、またバックパッカーで地理や鉄道にも大変詳しいので、旅行の引率をお願いしたところ快諾して下さいました。2004年開始当初から留学生旅行に参加して下さいました。

今年は日光を訪れました。初日は日本近代の産業史を正負の両面で代表する足尾銅山を見学し、日光彫りを体験しました。手鏡に各自選んだ植物の図柄を彫り旅の思い出にしました。鬼怒川温泉の旅館に宿泊し、夕食後はゲーム大会と懇親会で交流を深めました。二日目は、日本を代表する世界遺産の東照宮と二荒山神社を参観しました。昼食を挟んで中禅寺湖、華嚴の滝を訪問し、新緑まばゆい自然の風景を満喫しました。

最近の留学生は経済的に豊かになり個人的に国内旅行をする機会も増えているようですが、日本的な団体旅行を通じて日本への理解がさらに深まり、留学生旅行が友達の輪を広げる良い機会になればと願っています。

高野靖子（助手・留学生担当）

オープンキャンパスについて

毎年8月上旬の恒例となった東京大学オープンキャンパスが1日（水）、2日（木）に開催され、稀に見る酷暑の中ながらも、法学部の企画は全国各地からの高校生が集い盛況となりました。また両日にわたり、明治新聞雑誌文庫にて所蔵資料が一般公開されました。

1日午後には、225名の高校生を集めて演習形式の模擬授業が開催されました。これは、大村敦志教授の指導の下で学ぶ法科大学生・学部生が中心となり、「忘れられる権利」を巡って」というテーマで事例研究を行うもので、活発な討論や質疑応答が交わされました。

2日の午前・午後には、法文1号館25番教室にて、国際法の森肇志教授による「国際社会と国際法」、前田健太郎准教授による「国家権力」と題する模擬講義が開催されました。どちらも世界史を学ぶ高校生に合わせて、実例も交えつつ主権国家の本質に迫る内容で、参加者に高校と大学での学びの連続性を意識させるものとなりました。

2日の模擬講義と並行して学生ラウンジにて開催された質問コーナーには、合計139名の高校生等が詰めかけ、法学部生・助教からなる回答スタッフに対し、受験・学生生活・将来の進

路を中心とした熱心な質問が寄せられました。

来年も8月初旬にオープンキャンパスが開催され、法学部として一層充実した企画を用意する予定です。皆様お知り合いの高校生に、気軽に訪問を呼びかけて頂ければ幸いです。

平野 聡（教授・アジア政治外交史）



新任教員のご挨拶



中原太郎

准教授・民法

2018年10月1日付で、法学政治学研究所・法学部に着任いたしました。

専攻は、民法です。思い返してみると、法学の学習を始めた当初、民法というのは、基本的でありながら安易な理解を許さない、非常に大きな壁のように感じられました。司法試験の勉強をしつつも、民法がよくわからないまま実務家になってよいのだろうかという不安が、常に頭の中にありました。民法学者になりたいなどという「大それた」考えのないまま研究を始めた自分が、いつしか曲がりなりに成果を發表し、教壇に立って学生に講じているというのは、不思議な気分です。同時に、「前よりは少しわかるようになった」という

程度の小さな実感であっても積み重ねていくことの重要性を痛感します。

研究の中心は、不法行為法です。助教論文では、使用者責任とその周辺諸法理を取り上げ、ドイツ法・フランス法の展開を参考に、日本法の再構成を試みました。その後、パリでの2年間の在外研究を挟みつつ、国家賠償責任・監督義務者責任をも含む代位責任一般、あるいは無過失責任一般の研究に歩を進めるとともに、在外研究中に接したフランス不法行為法の現代的な展開についても紹介を続けています。

前任校の東北大学では、2008年4月より、10年半にわたってお世話になりました。多くの自然に囲まれ、涼しく、騒がしくなく、何より自転車移動が可能な仙台という街は、理想的な環境でした。駅の自動改札でまごついて突き飛ばされ、早くも仙台が恋しくなることもあります。新たな環境のもとで、自分にできることを見きわめながら、日々精進して参りたいと思います。

東京大学 | 大学院 法学政治学研究所・法学部

NEWSLETTER

ニューズレター

2018年12月発行 No. 23

[編集・発行] …… 東京大学 大学院法学政治学研究所・法学部 卒業生委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学法学部内



ホームページにも学部のニュースなどが掲載されていますので是非ご覧ください!

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/>

《卒業生委員会事務局への連絡先》

Tel 03-5841-2776

Fax 03-5841-3119

E-mail alumni@j.u-tokyo.ac.jp